

令和3年6月10日

都道府県・指定都市市民活動担当 御担当者殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

職場における積極的な検査等の実施について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年5月28日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、（略）職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされたところ、別紙のとおり周知依頼がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴職の所轄の特定非営利活動法人に対しても、別紙を周知くださいますようお願いいたします。

以上